**修　　繕　　契　　約　　書**

発注者　南九州市長　塗木 弘幸 （以下「発注者」という。）と受注者　株式会社 ●●●●　代表取締役　●● ●● （以下「受注者」という。）との間において，修繕契約を次の条項により締結する。

（契約の内容）

第１条　この契約の要項は，次のとおりとする。

⑴　修繕名　　　●●●●●●●修繕

⑵　修繕場所　　　南九州市●●町●●地内

⑶　契約金額　　　一金　●●●●●●● 円也

うち消費税及び地方消費税の額　一金 ●●●●●● 円也

（注）消費税及び地方消費税の額は，契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

⑷　修繕期間　　　令和●年●月●日まで

⑸　契約保証金　　　南九州市契約規則第34条第１項第３号により免除

（修繕の終了の通知）

第２条　受注者は，修繕を終了したときは，その旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第３条　発注者は，前条の完成届を受理したときは，その日から10日以内に，受注者又はその代理人の立会いのもとに，検査をするものとする。ただし，受注者又はその代理人が立会わないときは，欠席のまま，検査できるものとする。この場合において，受注者は，検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

２　検査に合格したときは，発注者は，物件等の引渡しを受ける。

３　検査に必要な費用及び検査のために損したものの損失は，受注者の負担とする。

（危険負担）

第４条　前条第２項の引渡しの前に生じたき損等は，すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　引渡し後修繕内容に関して契約の内容に適しないものであるときは，それが発注者の過失による場合を除き，受注者は，発注者の指定する期日までにこれを修補するものとする。

２　前項の場合において，受注者が修補に応ずる期間は，修繕完了後一年間とする。

（代金の支払時期）

第６条　発注者は，検査が完了し，物件等の引渡しを受けた後，受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（契約の変更）

第７条　この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動が生じ，そのため契約代金の額が著しく不適当であると認められるときは，発注者と受注者が協議して契約代金の額を変更することができる。

２　受注者は，天災地変その他自己の責めに帰することができない理由により修繕期間内に修繕を完了できないときは，発注者に対して遅滞なくその理由を付してその期間の延長を求めることができる。この場合において，その延長日数は，発注者と受注者が協議して定めるものとする。

３　前２項に定めるもののほか，発注者は，必要があると認めるときは，この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において，この契約を変更することができる。

４　前号の規定により発注者が契約を変更したことにより受注者に損害が生じたときは，発注者は，その損害を賠償するものとする。この場合において，賠償額は，発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（業務遅延に対する遅延利息）

第８条　受注者がその責めに帰すべき理由により履行期限内に修繕業務を完了しない場合は，受注者は発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。

２　前項の遅延利息の額は，履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ，修繕料の額（修繕業務が可分のものであるときは，修繕料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を，その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を，その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延に対する遅延利息)

第９条　発注者がその責めに帰すべき理由により第６条に規定する期間内に修繕料の全部又は一部を支払わない場合は，発注者は，受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は，支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ，未支払修繕料の額に対して財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　受注者は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，委任し，又は承継させてはならない。ただし，発注者の書面による承諾を得たとき，又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４第１項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときは，この限りでない。

（契約の解除）

第11条　発注者は，受注者が次の各号の一に該当するときは，書面により受注者に通知して，この契約を解除することができる。

⑴　第１条第４号に定める修繕期間又は第５条第１項の規定する期日までに修繕を完了しないとき。

⑵　前条の規定に違反したとき。

⑶　前２号のほか，この契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑷　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　南九州市暴力団排除条例（平成24年条例第28号。以下この号において「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを　問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が，条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　暴力団又は暴力団員が，その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

オ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

カ　役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク　再委託契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ　受注者が，アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に，発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め，受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは，受注者は，契約代金の額の100分の10に相応する額を違約金として，発注者の指定する日時までに支払うものとする。ただし，受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

３　第１項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において，発注者が既に受領した部分があるときは，これを発注者の所有とすることができる。この場合において，発注者は，該当部分に相応する契約代金の額を受注者に支払うものとする。

（費用の負担）

第12条　この契約の締結に要する費用及び修繕完了に要する費用は，受注者の負担とする。

（契約に関する紛争等の解決）

第13条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については，発注者と受注者が協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため，本契約書を２通作成し，当事者が記名押印のうえ各自１通を保持する。

　令和３年●月●日

発注者　　　鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

南九州市長　　　塗　木　弘　幸　　　　　印

受注者　　　鹿児島県●●●市●●町●●●●番地

株式会社　●●●●●

代表取締役　　　●　●　●　●　　　　　㊞